平成２２年（フ）第３９５２号
大阪府守口市佐太中町４丁目19番13―517号
債務者　野田美佐子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９５７号
大阪市鶴見区緑１丁目７番７号カルム緑205号
債務者　上原　千津（旧姓高杉）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４００５号
大阪府東大阪市岩田町３丁目５番５号
債務者　田渕志都香
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４００６号
大阪府八尾市上之島町南４丁目11番地　クリスタル通108号
債務者　徳　　益行
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４００７号
大阪府八尾市桜ケ丘１丁目25番地エスリード八尾桜ヶ丘801号
債務者　田中　京子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０１１号
大阪市西成区岸里東１丁目３番15号　昌栄マンション403号
債務者　川野　奈美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０１９号
大阪市住之江区南港中２丁目８番31―409号
債務者　穂積　美和
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０２４号
大阪市住吉区万代東１丁目６番33―306号
債務者　政所そお美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７８号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目15番１―605号セントラルハイツ
債務者　百々　朋子（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３８８号
埼玉県川越市大字下広谷1170番地３　ガーデンハイツ広谷Ａ―102号室
債務者　鎌田　一元
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４３号
千葉県君津市南子安１丁目７番11号　101
債務者　鈴木　一美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第３４４号
愛知県高浜市湯山町６丁目１番地15、住民票上の住所愛知県安城市村高町藤野里３番地
債務者　高須　保帆
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５１号
愛知県岡崎市日名中町５番地３　パークサイド峯沢102
債務者　宮本　一臣
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
岡山県倉敷市福井348番地
債務者　小河原幸枝
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
茨城県土浦市木田余西台６番44号
債務者　佐藤さと子（旧姓笹原）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５９号
茨城県石岡市東成井1605番地５　アリーブ羽鳥第２Ｂ―１
債務者　福田　紗綾
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６４号
茨城県石岡市高浜1098番地１
債務者　金子　智子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係